

特例対象資産の税額算定モデルケース

ケース① 食品製造業用設備

取得価格：5,000,000円

耐用年数：10年

取得時期：平成30年（2018年）8月

課税年度	評価額	課税標準額		固定資産税相当額(1.4%)	
		現行	改正後	現行	改正後
平成31年度	4,485,000	4,485,000	0	62,790	0
平成32年度	3,561,090	3,561,090	0	49,855	0
平成33年度	2,827,505	2,827,505	0	39,585	0
市税条例改正による減額相当分				152,230	0
平成34年度	2,245,038	2,245,038	2,245,038	31,430	31,430

ケース② 印刷関連業用設備

取得価格：3,500,000円

耐用年数：7年

取得時期：平成31年（2019年）12月

課税年度	評価額	課税標準額		固定資産税相当額(1.4%)	
		現行	改正後	現行	改正後
平成32年度	3,010,000	3,010,000	0	42,140	0
平成33年度	2,167,200	2,167,200	0	30,340	0
平成34年度	1,560,384	1,560,384	0	21,845	0
市税条例改正による減額相当分				94,325	0
平成35年度	1,123,476	1,123,476	1,123,476	15,728	15,728

ケース③ 電気機器

取得価格：1,000,000円

耐用年数：6年

取得時期：平成32年（2020年）2月

課税年度	評価額	課税標準額		固定資産税相当額(1.4%)	
		現行	改正後	現行	改正後
平成33年度	840,000	840,000	0	11,760	0
平成34年度	572,040	572,040	0	8,008	0
平成35年度	389,559	389,559	0	5,453	0
市税条例改正による減額相当分				25,221	0
平成36年度	265,289	265,289	265,289	3,714	3,714

《生産性向上設備として証明書の発行実績のある機械及び装置》

溶接機、プレス機械装置、工業用ミシン、スライサー、包装機、食器洗浄機、全自動洗濯乾燥機、洗車洗浄装置、タイヤチェンジャー、製本設備、レーザー加工機、発電機、3Dプリンタ、コンプレッサ、生ごみ処理機、自動券売機、自動包装機、焼却炉